

安全第一のALPS処理水放出と更なる理解促進、新たな風評を 生じさせないための対策を求める意見書

国は、東京電力福島第一原子力発電所のタンクに保管されているALPS処理水について、8月24日から海洋放出を開始した。

これまで、漁業関係者をはじめ、各種団体や県内市町村議会において、海洋放出の基本方針の撤回や慎重な判断を求める意見が示される一方、復興の加速化に向け処分に前向きな意見も上がるなど、様々な意見が示されている。

国は、海洋放出に向けた理解醸成のため、様々な媒体を活用した情報発信を進めてきたが、福島県民はもとより国民、関係者の理解が深まったとは言い難い中での放出開始であり、風評や安全に対する懸念は依然として強く、国と東京電力ホールディングス（株）（以下「東京電力」という。）の更なる丁寧な対応が求められる。特に本県の漁業は、原発事故前の水揚げ量や流通量への回復を目指し懸命な取組を進めているところであり、今回の海洋放出による風評被害を強く懸念している。また、風評被害は漁業のみならず、農林業や観光業等への波及も想定される。

もとより廃炉作業は、安全かつ着実な進行が大前提であるが、ALPS処理水の海洋放出は、風評を助長することが予想されることから、今回の決定により新たな風評が発生することのないよう、また、本県の復興が妨げられることのないよう、国と東京電力は最後まで責任を持って取り組む必要がある。

また、海洋放出は、完了まで数十年かかることから、中長期にわたり対策と監視を講じていくことが求められている。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 廃炉の進展が期待される一方、風評や安全への懸念が根強いことから、科学的根拠に基づいた適切かつ的確な情報発信を行うとともに、国民が不安を感じることがないように、新たな風評への懸念を払拭するために必要な対策を講じること。
- 2 国民の理解浸透を図るため、国及び東京電力は、放出後も、全国での説明会等を開催するなど、積極的な情報発信を行うこと。
- 3 国際社会の理解促進に向け、国際原子力機関（IAEA）等の国際機関と連携し、科学的根拠に基づく正確で透明性の高い情報発信を強化すること。
- 4 水産物の販路拡大や買取支援のために措置した基金については、風評被害を最小限に食い止めるため弾力的に運用すること。
- 5 農林水産業や観光業等において風評被害が発生した場合には、実態に即し、迅速かつ的確に賠償するよう、東京電力に求めること。
- 6 ALPS処理水の処分については、安全性の確保が大前提であり、国民の不安払拭のため、浄化処理の確実な実施など安全性を確保するとともに、放出に係る設備の安全性の向上について東京電力を指導するなど、最後まで責任を持って対応すること。
- 7 海洋放出中に異常が確認された場合には、速やかに放出を停止し、原因究明を図ること。
- 8 トリチウムの分離技術について、継続して研究開発に取り組むとともに、実用化に向け尽力すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月4日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣
経済環境大臣
環境興
復
原子力規制委員会
長

宛て

福島県議会議長

渡辺義信